

印紙税 あやしい課税根拠

三木義一 / 青山学院大学教授

印紙税どんな税金?

読者の多くは会社で、契約書の文章を書くことがあるはずです。その書類が印紙税の対象になるかどうか、考えたことがありますか?

契約書などには印紙税がかかるものがあります。その判断がそう簡単ではなく、毎年のように、会社が印紙税で追徴を受けたという報道がなされます。

噂ですが、税務署の調査官は、課税漏れが見つけられなかった時に、悔し紛れに、契

約書を出させて、印紙が貼っていないものを見つけて課税していく、ともいわれていました。

つい最近も某下着メーカーが税務調査を受け、請負契約書など約10万枚に収入印紙を貼っていなかったとして、印紙税約3千万円、それに過怠税約3200万円を支払ったという報道がありました。

それによると、セミオーダーの女性用下着などを販売する同社の直営店が発行していた「お客さま控え」にサイズや支払い方法について記載が

あり、これが「収入印紙の貼付が必要な請負契約書に該当する」と判断されたようです。

確かに、印紙税法上の「契約書」というのは広い概念で、次のようになっていきます。

「契約書」とは、「契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（その予約を含む。以下同じ。）の成立若しくは更改又は契約の内容の変更若しくは補充の事実（以下「契約の成立等という。）を証すべき文書をいい、念書、請書その他契約の当事者の一

方のみが作成する文書又は契約の当事者の全部若しくは一部の署名を欠く文書で、当事者間の了解又は商慣習に基づき契約の成立等を証することとされているものを含むものとする。（別表一の5）

ですから、控えのつもりで書いたものであっても、契約内容を記載したものであれば課税文章とされるかもしれません。課税されるのは文章です。課税されるのは文章です。紙に限定されずに、ペニヤ板に書いた場合でも課税されるかもしれないそうです（都築巖『印紙税課否判断の実務』清文社）。

反対に電子契約書にするなど、電磁的に保存されるだけで、文章として表示されていないので課税されないことに

なります。しかし、そうなる
と税制としての合理性が気
になります。

印紙税ここが不合理

この税は、1600年代に
オランダで戦費調達のために
考案され、その後世界に広ま
り、日本では明治6年の「受
取諸証文印紙貼用心得方規
則」で導入されたものですが、
課税する合理的根拠が今日あ
るでしょうか？

政府税制調査会はこう説明
しています(00年「我が国税
制の現状と課題」)。

「契約書や領収書などの文
書が作成される場合、その背
後には、取引に伴って生じる
何らかの経済的利益があるも
のと考えられます。また、経
済取引について文書を作成す

るということは、取引の当事
者間において取引事実が明確
となり法律関係が安定化され
るといふ面もあります。印紙
税は、このような点に着目し、
文書の作成行為の背後に担税
力を見出して課税している税
ということができます」

首をかしげたくありません。
何らかの契約をしたのであれ
ば、それが契約者たちの所得
や課税取引に反映し、所得税
や消費税などで課税されるは
ずだからです。

しかも印紙税の納付は、作
成した課税文書に所定の額面
の収入印紙を貼り付けるだけ
ではだめで、印章または署名
で消印しなければならぬの
です。これを怠ると過怠税も
課されます。この過怠税は、
印紙を貼付していないとその

印紙の3倍、消印を忘れると
印紙と同額を課されます。

このような税が意味を持つ
とすれば、契約書は印紙税を
納付して初めて有効になると
いうような場合でしょうが、
読者もご存じのように、契約
が有効かどうかということと
印紙税の納付は関係ありませ
ん。

そうすると、課税する合理
性が見えないのです。印紙税
を擁護する論者の中には、所
得税や消費税では課税できな
い各種取引があるので、そう
した課税できない取引を補完
する税として印紙税を評価
し、電子契約にも課税すべき
という主張(草間久雄「最近
における印紙税の課税回避等の
動きと今後の課税のあり方」税
大論叢42号)もあります。

確かに金融取引などは、現
在の消費税などでも課税でき
ない取引ですが、国際世論は、
たとえば通貨取引税の導入な
ど、そうした取引にきちんと
課税する仕組みを求めてお
り、補完的で不合理な代替措
置で良いわけではないように
思いますし、何が課税される
か不明確な現状の中で、電子
契約にまで拡大するのは不合
理さを拡大することになりそ
うです。

何よりも現代の納税者が、
こういう税金を合理的で適正
だと思ってしまうのか？

税収もどんどん落ちてきて
おり、12年度予算では約7千
億円。消費税率を引き上げた
のですから、このような不合
理な税制もそろそろ整理して
はどうでしょうか？